

原爆被爆者とチェルノブイリ事故被災者(ウクライナ)の 支援対象疾病

チェルノブイリ(ウクライナ)の疾患リストは、アワープラネットTV入手資料による

原爆被爆者健康管理手当 (月額33,800円)の 支給対象疾病 (①～⑭ 68年、⑮69年、⑯74年、⑰78年にそれぞれ指定、 74年に年々要件等変更)(※原爆症認定とは別) [原爆被爆者は、ごく例外を除き保険診療費について国が補填 (給付)。その他補償策としての手当のひとつ]	チェルノブイリ原発事故による放射線や他の要因により、 被災した成人住民に生じる可能性のある疾病リスト 成人のリスト	チェルノブイリ原発事故による放射線や他の有害物質の 作用で、子どもに発生リスクが高まった疾病と症状のリスト 子どものリスト
①造血機能障害を伴う疾病。 (再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)	血液と造血器官の疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血、紫斑、血小板減少症、無顆粒球症など)。	血液と造血器官の疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血、紫斑、血小板減少症、無顆粒球症など)。
②肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変など)	慢性肝炎。	慢性肝炎、肝硬変。
③細胞増殖機能障害を伴う疾病(悪性新生物など)	全ての器官・系に生じた悪性新生物(悪性腫瘍)。 脳や他の神経系に生じた良性腫瘍。	全ての器官・系に生じた悪性新生物(悪性腫瘍)。 脳や他の神経系に生じた良性腫瘍。
④内分泌機能障害を伴う疾病。 (糖尿病、甲状腺機能低下症など)	甲状腺疾患(甲状腺機能低下症、甲状腺炎)。 他の内分泌疾患(糖尿病)。	甲状腺疾患(甲状腺機能低下症、甲状腺炎)。 他の内分泌疾患(糖尿病)。
⑤脳血管障害を伴う疾病。 (くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)	脳関連疾患 (くも膜下出血、脳内出血など)。	
⑥循環器機能障害を伴う疾病。 (高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)	循環器系疾患 (高血圧、冠動脈疾患、他の心疾患)。	循環器系疾患(活動期のリウマチ、急性リウマチ熱、慢性リウマチ性心疾患など)。
⑦腎臓機能障害を伴う疾病。 (慢性腎炎、慢性腎不全など)		泌尿・生殖器系疾患(腎炎、ネフローゼ及びネフローゼ症候群、他の泌尿器系疾患)。
⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障)	白内障。	
⑨呼吸器機能障害を伴う疾病。 (肺炎腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)	呼吸器系疾患 (慢性閉塞性肺疾患、及び類似の疾患)。	呼吸器系疾患(慢性閉塞性肺疾患、及び類似の疾患、慢性気管支炎、気管支喘息)。
⑩運動器機能障害を伴う疾病。 (変形性関節症、変形性脊椎症など)		筋骨格系と結合組織の疾患(関節症と類似疾患)。 <u>びまん性結合組織疾患</u> (全身性エリテマトーデスなど)。
⑪炎症による消化器機能障害を伴う疾病。 (胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)	消化器系疾患 (食道、胃、十二指腸の疾患)。	消化器系疾患 (食道、胃、十二指腸の疾患)。
	脳の気質的損傷による精神疾患 (一過性または慢性精神疾患、人格障害)。	精神障害(精神疾患)、神経症、精神病質および他の精神障害 (人格障害、発達障害など)。
	神経系と感覚器の疾病(遺伝性神経変性疾患、他の脊髄疾患)。 他の中枢神経系疾患	自律神経失調症、中枢神経系の他の疾病。
		先天性奇形(遺伝によらない様々な部位の先天異常)。

被ばくに関わる健康管理対策の概略的な比較

原因事象	福島第一原発事故	原子爆弾	JCO 事故	チェルノブイリ原発事故
根拠等	福島県民健康管理調査	被爆者援護法	原子力安全委健康管理検討委員会	チェルノブイリ法
実施主体	福島県(経産省予算、現担当は環境省)	日本政府(厚労省予算)	茨城県(文科省予算)	ロシア、ベラルーシ、ウクライナ政府
健康管理 (保健対策)の 対象	福島県民 ① 全県民:基本調査(外部調査推計) ② 震災時概ね 18 歳以下の全県民:甲状腺検査 ③ 避難指示区域等住民:健康診査(一般健診+上乗せ)、心の健康度・生活習慣調査(質問紙) ④ 避難指示区域以外の住民:一般健康診査奨励 ⑤ 震災時及びそれ以降の母子手帳所有者:妊産婦調査(質問紙)	被爆者の定義に属する人 ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・陸接地域)に在った者 ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者) ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など ④ 被爆者健康手帳の交付を受けた者(その他、健診特別区域も有)	下記に該当する人 ① 推定線量1mSv以上の方のうち希望者 ② 事故時の避難要請区域内の住民または勤務者のうち希望者 ③ 上記①及び②以外の者で、事故施設周辺の住民や一時滞在者で医師による健康相談を受けた後において、なお、健康不安があるなど医師により健康診断が必要と認められる者	被災者の定義に属する人 ① 事故処理作業者 ② 高汚染地域からの避難住民 ③ 汚染地域継続居住住民 ④ ①-③に属する人の子孫
目的等	福島県が、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図ることを目的として実施。 (2013年4月に変更) 県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る。	被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別な犠牲」に着目し、国の責任において、健診の実施、医療の結付、各種手当の支給等を講じる総合的な保健・医療・福祉施策。	周辺住民等の健康に対する不安に適切な対応をとることが必要。その観点から独自の健康診断を行うことを原則。転出の場合、県外でも健康診断を受けられるようにすることが望ましい。この健診を受けられない場合に既存の健診で代替できる。疾病が発見された場合、適宜医療施設等に紹介されることが望ましい。	被災住民の健康状態の科学的・動的観察 ・病気の早期発見、診断を確定し、治療を組み立てる基礎とする ・病気の発症や悪化リスクのある人の発見(カテゴリー内でのリスク集団の区分け) ・予防的、リハビリ、健康増進的手段(保養など)実施の参考情報とする
実施・検討機関	県内外市町村保健機関・指定医療機関等 福島県民健康管理調査検討委員会	健診は各都道府県の保健・医療機関で可 (期日・機関の指定等あり)	東海村、那珂市の保健機関 JCO事故対応健康管理委員会	汚染地域・州・国の医療・保健機関 国立の放射線研究機関
健診・診療費用	調査(検査)は無料。診療に移行すると保険対応。18歳未満の県民は医療費無料。	年2回健診(希望により追加2回うち1回ががん検診)は無料。ごく例外を除き全疾病につき保険診療費は国が補てん(認定とは別)	健診は無料。診療に移行すると保険対応。健診結果は本人同意の上、茨城県で永年保存	健診(原則年1回)は無料。診療も原則的には無料だが、薬品代等自費の部分も。
疫学調査	疫学調査方針は不透明	寿命調査および成人健康調査対象者、胎内被ばく者の固定集団調査、二世調査 (放射線影響研究所)	なし	カテゴリー内の人に関し、症例対照研究や生態学的研究など様々な調査研究